

# 令和7年度 市営墓地募集要項

小峯墓地・立田山墓地・浦山墓園・花園墓地・城山墓園・清水墓園の6墓地について、返還があった区画を整備し、新規使用者を募集します。

## ＜募集要項配布＞

- 配布期間：令和7年（2025年）12月23日（火）～令和8年（2026年）1月14日（水）
- 配布場所：熊本市役所10階健康福祉政策課及び各市営墓地管理事務所  
※健康福祉政策課での配布は上記期間中の土・日・祝日を除きます

## ＜応募受付＞

- 受付期間：令和7年（2025年）12月23日（火）～令和8年（2026年）1月14日（水）  
※上記期間中の土・日・祝日を除きます
- 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- 受付場所：熊本市役所10階健康福祉政策課
- 郵送での応募も可能です。（令和8年（2026年）1月14日（水）必着）

## ＜募集墓地＞

墓地名称	住所	区画数
熊本市小峯墓地	熊本市中央区黒髪4丁目10番49号	6
熊本市立田山墓地	熊本市中央区黒髪7丁目763番地	5
熊本市浦山墓園	熊本市中央区黒髪7丁目486番地	4
熊本市花園墓地	熊本市西区花園4丁目13番75号	5
熊本市城山墓園	熊本市西区上代9丁目8番1号	5
熊本市清水墓園	熊本市北区清水新地7丁目5番37号	5

※区画については、各墓地区画図（P4～9）をご参照ください

## ＜抽選会＞

日程：令和8年（2026年）1月21日（水）  
場所：熊本市役所10階会議室  
詳しくは「6 区画の決定（抽選）」をご参照ください。

問合せ・郵送先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所健康福祉政策課

電話 096-328-2340

# 目 次

1 市営墓地募集のご案内	・・・・・1 ページ
2 募集区画数	・・・・・1 ページ
3 永代使用料	・・・・・1 ページ
4 応募資格	・・・・・1 ページ
5 応募方法・必要書類等	・・・・・2 ページ
6 区画の決定（抽選）	・・・・・2 ページ
7 決定後の流れ	・・・・・2 ページ
8 令和7年度募集区画一覧表	・・・・・3 ページ
各墓地区画図	・・・・・4~9 ページ
【参考】墓地使用上の注意	・・・・・10 ページ
【墓地使用許可申請書記載例】	・・・・・11 ページ
【様式第1号】墓地使用許可申請書	

## 1 市営墓地募集のご案内

小峯墓地・立田山墓地・浦山墓園・花園墓地・城山墓園・清水墓園の6墓地について、返還があった区画を整備し、新規使用者を募集します。

## 2 募集区画数

墓地名称	住所	区画数
熊本市小峯墓地	熊本市中央区黒髪4丁目10番49号	6
熊本市立田山墓地	熊本市中央区黒髪7丁目763番地	5
熊本市浦山墓園	熊本市中央区黒髪7丁目486番地	4
熊本市花園墓地	熊本市西区花園4丁目13番75号	5
熊本市城山墓園	熊本市西区上代9丁目8番1号	5
熊本市清水墓園	熊本市北区清水新地7丁目5番37号	5

## 3 永代使用料

1m<sup>2</sup>あたり8万円ですが、面積は区画ごとに異なりますので希望区画の使用料をご確認ください。

※管理料はいただいておりません。

## 4 応募資格

(1) 熊本市民（熊本市に住民登録をされている方）で、祭祀の主宰者（主となって先祖を祀つていく方）であること（分骨可）。

- ・現在遺骨を有していない方で、将来、祭祀の主宰者となる予定の方も応募可能です。  
※ただし、同一区画に複数の申し込みがあった場合は、遺骨を有する方が優先となります。

(2) 墓地使用許可後、3年以内に墓碑を建立すること。

- ・3年以内に墓碑を建立しないときは、使用許可が取り消しとなります。

(3) 応募は、1世帯1区画であること。

- ・募集区画一覧表から、ご希望の区画を1区画お選びください。
- ・同一世帯の方で、二重に墓地使用の応募はできません。
- ・同一遺骨で複数世帯の応募はできません。
- ・既に市営墓地をご使用の方は、複数の区画はご使用いただけないため、当選時には、現在ご使用の墓地について、廃止の届け出が必要です。  
※二重の申し込み等不正な申し込みと認められる場合には、関係する全ての応募を無効とします。

## 5 応募方法・必要書類等

### 【窓口での申込】

- 墓地使用許可申請書に必要事項を記入し、市役所 10 階健康福祉政策課へご提出ください。
- 身分証明書をご提示ください。（マイナンバーカード、運転免許証等）  
※窓口には申請者本人かご家族の方がお越しください。  
※ご家族の方がお越しの場合は、墓地使用者として申し込みをされる方の身分証明書と、窓口にお越しになる方の身分証明書の両方をお持ちください。

### 【郵送での申込】

- 墓地使用許可申請書に必要事項を記入し、熊本市健康福祉政策課宛に郵送してください。
- 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）の写しを同封してください。
- 令和 8 年（2026 年）1 月 14 日（水）必着とします。

※マイナンバーカードは「個人番号の記載がない面」の写しをご提出ください。

### 《注意事項》

- 電話での申込や、業者など第三者による代行申請は受け付けません。
- 審査のため、戸籍謄本などの書類を提出していただく場合があります。
- 申込が多数の場合は抽選となります。（先着順ではありません）
- 使用許可は現状の環境に基づきますので、現地を確認のうえご応募ください。

## 6 区画の決定（抽選）

同一の区画に複数の申込があった場合は、現に遺骨を有している方を優先し、そのうえで抽選により当選者および補欠当選者を決定します。

### 【抽選スケジュール】

墓 地 名 称	抽選日	抽選開始時間	抽選場所
熊本市小峯墓地			
熊本市立田山墓地			
熊本市浦山墓園			
熊本市花園墓地			
熊本市城山墓園	令和 8 年 1 月 21 日(水)	午前 10 時～ 午後 2 時～	熊本市役所 10 階会議室
熊本市清水墓園			

## 7 決定後の流れ

- 抽選会後、1 週間程度で当選者に決定通知および納付書等の書類一式を送付します。
- 指定の期限までに、誓約書の提出と使用料の納付をお願いします。
- 誓約書および使用料の納付確認後、「墓地使用許可証」を送付します。

### 《注意事項》

- 一度ご納付いただいた使用料は返還できませんのでご注意ください。

## 8 令和7年度募集区画一覧表

番号	墓地名	区画番号（墓籍番号）	区画面積			永代使用料 (円)
			間口 (m)	奥行 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	
1	小峯墓地	1等5号地39番	1.78	1.95	3.47	277,600
2	小峯墓地	1等20号地19番	1.59	2.67	4.24	339,200
3	小峯墓地	1等20号地36番	1.59	3.35	5.32	425,600
4	小峯墓地	2等1号地71番	1.93	1.53	2.95	236,000
5	小峯墓地	2等1号地72番	1.47	1.53	2.24	179,200
6	小峯墓地	2等5号地26番	1.80	2.54	4.57	365,600
7	立田山墓地	1等1号地D-J-1番	1.62	2.38	3.85	308,000
8	立田山墓地	1等1号地F-L-2番	1.41	2.33	3.28	262,400
9	立田山墓地	特等2号地A-才-1番	1.38	3.16	4.36	348,800
10	立田山墓地	特等2号地E-リ-2番	1.62	1.70	2.75	220,000
11	立田山墓地	特等4号地21-イ-3番	2.34	2.14	5.00	400,000
12	浦山墓園	2号地63-1番(台形)	約1.64	3.80	6.23	498,400
13	浦山墓園	7号地U-13番	2.00	3.00	6.00	480,000
14	浦山墓園	7号地U-26番	2.00	3.00	6.00	480,000
15	浦山墓園	8号地F-14番	2.00	2.77	5.54	443,200
16	花園墓地	1等12号地10番	1.70	3.37	5.72	457,600
17	花園墓地	3等4号地53番	1.36	3.28	4.46	356,800
18	花園墓地	特等3号地21-2番	1.55	1.55	2.40	192,000
19	花園墓地	特等6号地18-1番	1.62	2.48	4.01	320,800
20	花園墓地	特等20号地70番	2.10	2.60	5.46	436,800
21	城山墓園	5号地40番(台形)	1.79	2.79	4.99	399,200
22	城山墓園	6号地36番	1.73	2.57	4.44	355,200
23	城山墓園	15号地5番	2.08	2.78	5.78	462,400
24	城山墓園	15号地6番	2.08	2.78	5.78	462,400
25	城山墓園	29号地22番	2.00	2.00	4.00	320,000
26	清水墓園	7号地B-6番	1.80	1.74	3.13	250,400
27	清水墓園	7号地B-7番	1.87	1.74	3.25	260,000
28	清水墓園	8号地6番	1.75	2.67	4.67	373,600
29	清水墓園	B号地135番	1.18	1.60	1.88	150,400
30	清水墓園	C号地54番	1.75	2.30	4.02	321,600

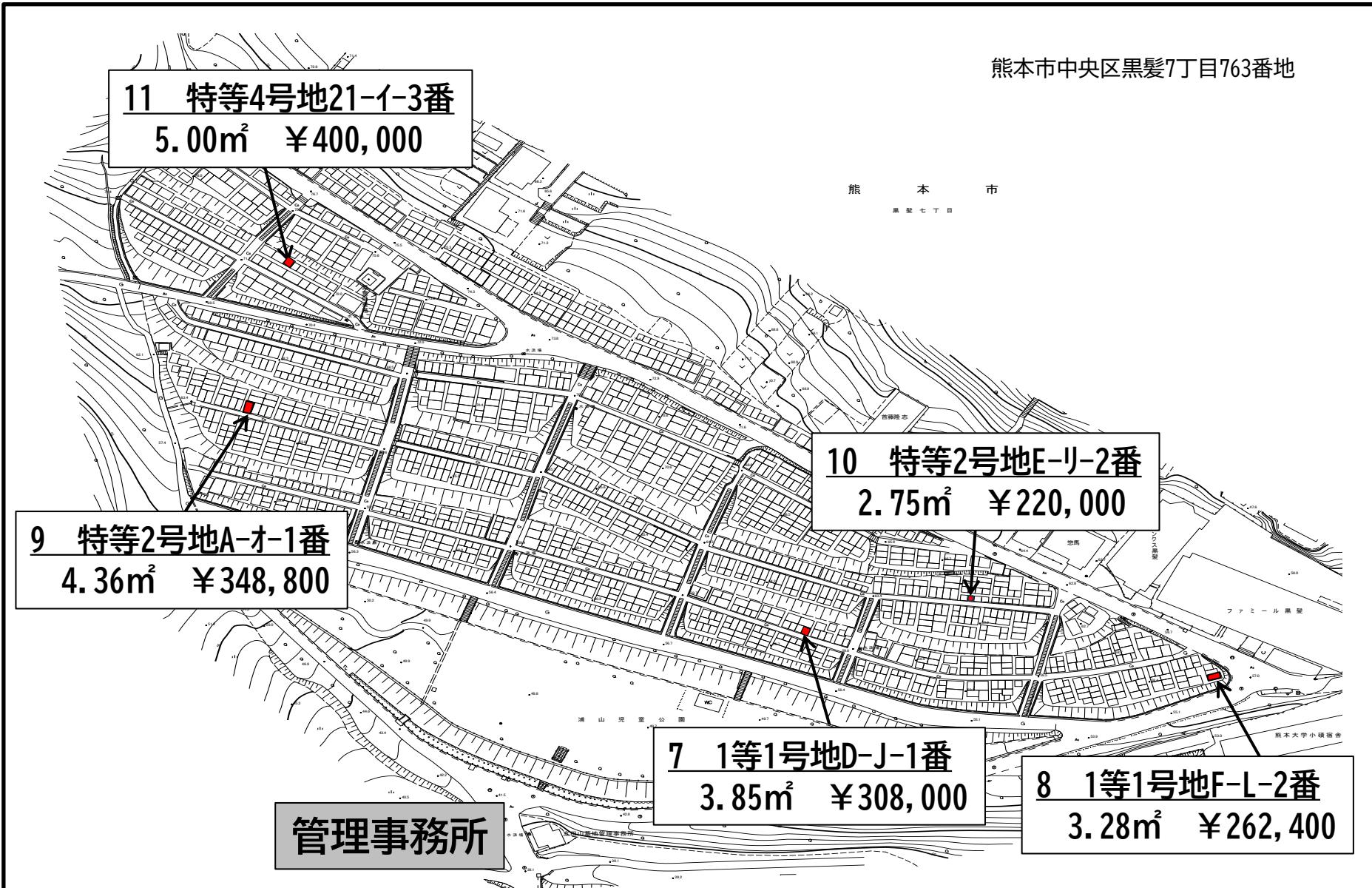
## 小峯墓地区画図

募集区画にはR7年度の看板を設置しています。  
区画は、看板が向いている方を原則正面とします。



# 立田山墓地区画図

募集区画にはR7年度の看板を設置しています。  
区画は、看板が向いている方を原則正面とします。



# 浦山墓園区画図

募集区画にはR7年度の看板を設置しています。  
区画は、看板が向いている方を原則正面とします。

熊本県熊本市中央区黒髪7丁目763番地

熊本 市

12 2号地63-1番 (台形)  
6.23m<sup>2</sup> ¥498,400

13 7号地U-13番  
6.00m<sup>2</sup> ¥480,000

14 7号地U-26番  
6.00m<sup>2</sup> ¥480,000

15 8号地F-14番  
5.54m<sup>2</sup> ¥443,200

## 花園墓地区画図

募集区画にはR7年度の看板を設置しています。  
区画は、看板が向いている方を原則正面とします。

熊本市西区花園4丁目13番75号

熊本 市  
花園四丁目

18 特等3号地21-2番  
 $2.40m^2$  ¥192,000

17 3等4号地53番  
 $4.46m^2$  ¥356,800

20 特等20号地70番  
 $5.46m^2$  ¥436,800

16 1等12号地10番  
 $5.72m^2$  ¥457,600

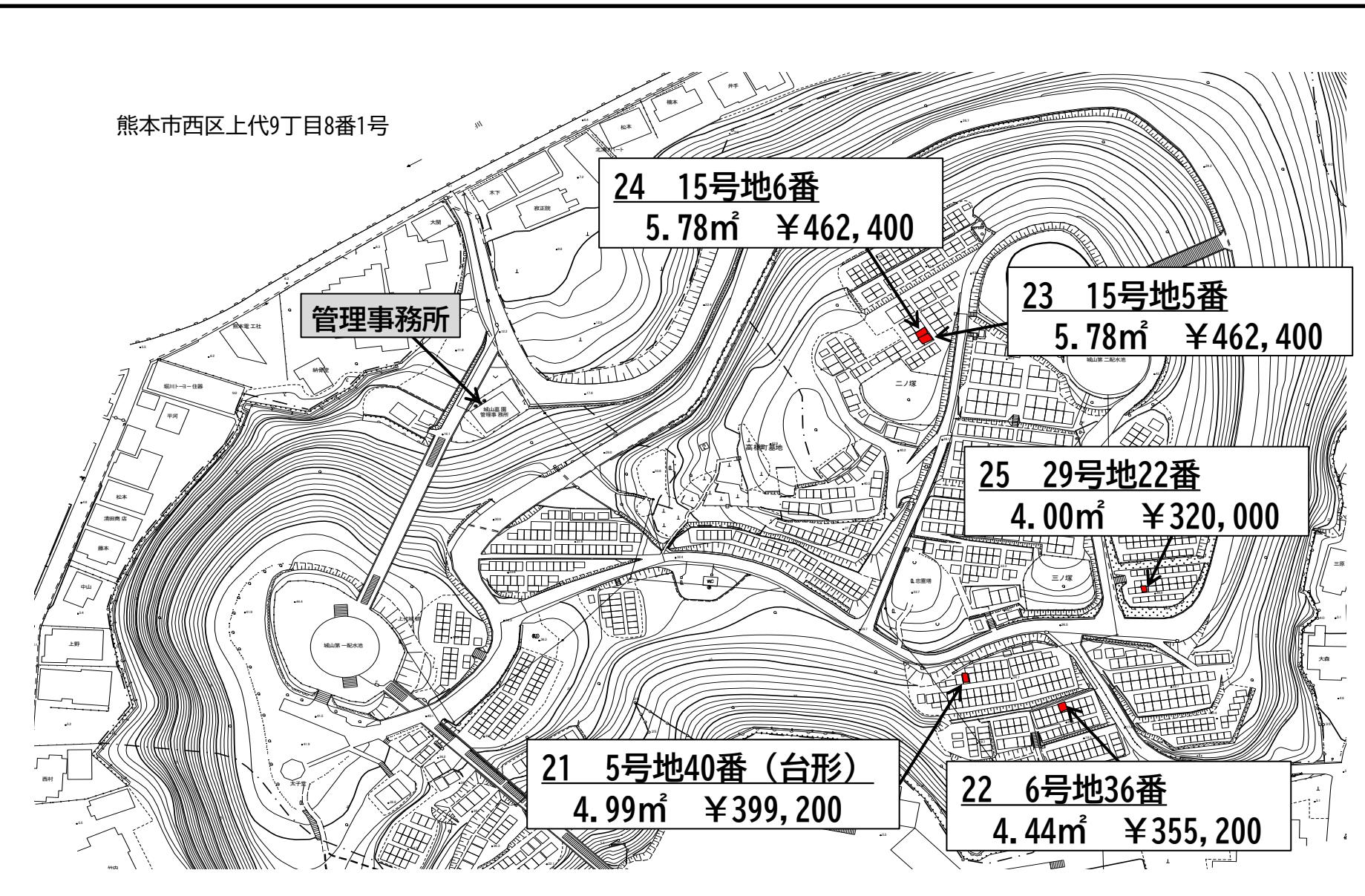
19 特等6号地18-1番  
 $4.01m^2$  ¥320,800

管理事務所

# 城山墓園区画図

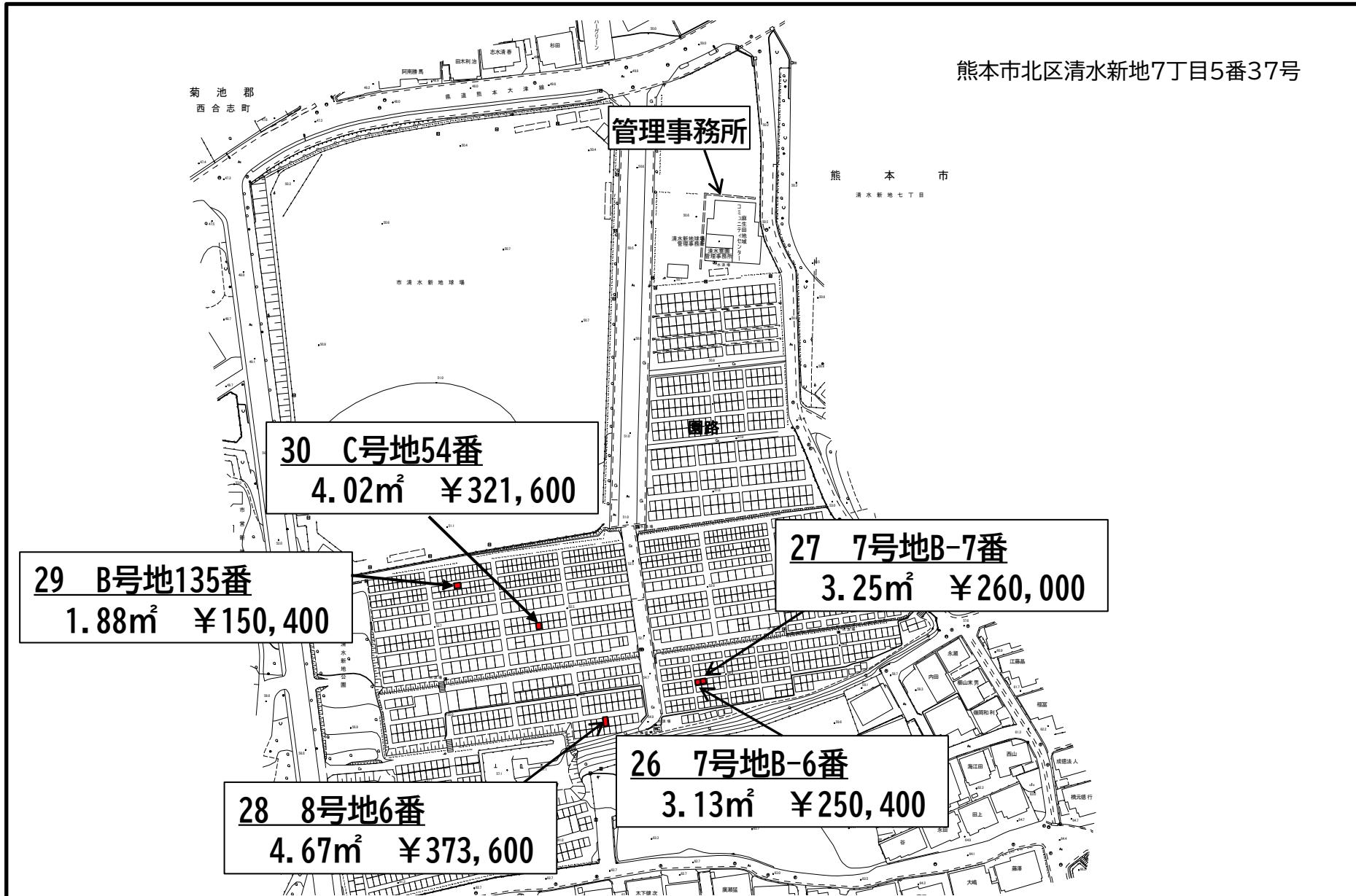
募集区画にはR7年度の看板を設置しています。  
区画は、看板が向いている方を原則正面とします。

熊本市西区上代9丁目8番1号



## 清水墓園区画図

募集区画にはR7年度の看板を設置しています。  
区画は、看板が向いている方を原則正面とします。



## 【参考】

# 墓地使用上の注意

- 既納の使用料は返還しません。 (条例第8条)
- 墓地の使用権は他人に譲渡又は転貸してはいけません。 (条例第9条)
- 使用墓地が不要になったときは、すみやかに墓地を原状に回復して返還しなければなりません。 (条例第13条)
- 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消します。
  1. 偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき。 (条例第12条(1))
  2. 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (条例第12条(2))
  3. 許可の条件に違反したとき。 (条例第12条(3))
  4. 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。 (条例第12条(4))
- 使用許可を受けた日から3年を経過しても墓地を使用しないとき。 (条例第12条(5))
- 使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても、祭祀を承継すべき者がないとき。 (条例第16条1(1))
- 使用者の住所が10年以上明らかでないとき。 (条例第16条1(2))
- 次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出してください。 (窓口：健康福祉政策課)
  1. 許可証の記載事項に変更があったとき。 (記載事項変更届)
  2. 許可証を紛失したとき。 (再交付願)
  3. 墓碑又は墓標を設置するとき。 (工事着手届)
  4. 墓地内の土地を一時使用するとき。 (一時使用許可願)
  5. 墓地使用者が本市外に転居したとき。 (管理人届)
  6. 祖先の祭祀をつかさどるべき者が墓地の使用権を承継しようとするとき。 (墓地承継使用許可申請)
- 次に掲げる行為をしてはなりません。  
(禁止行為)
  1. 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為 (条例第6条の2(1))
  2. 墓地の施設及び設備を毀損し、滅失し、又は汚損する行為 (条例第6条の2(2))
  3. 火災、爆発等の危険を生じるおそれのある行為 (条例第6条の2(3))
  4. 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為 (条例第6条の2(4))
  5. 墓地の管理上支障があると市長が認める行為  
(工作物の制限) (条例第6条の2(5))
  6. 建物その他工作物（碑石等を除く）を建設すること。 (条例第10条(1))
  7. 墓地の地形を変えること。 (条例第10条(2))
  8. 樹木を植えること。 (条例第10条(3))
- 使用者は、常に所有する墓地を清潔にし、その保全に努めてください。 (条例第11条)

## 【墓地使用許可申請書記載例】

<b>墓 地 使 用 許 可 申 請 書</b>		<b>整 理 番 号</b> ( ) -
<b>墓地名</b>	熊本市 小峯 墓園	<b>墓地</b> 1 等 5 号地 39 番
<b>面 積</b>	3.47 m <sup>2</sup>	募集区画一覧表から転記
<b>申 請 者 の 現 状</b>	1 墓地所有の有無	無・有(所在地 ○○市××町△△番地 □□墓地 )
	2 遺骨の保管場所	所在地 ○○市××町△△番地 □□納骨堂 等
	3 墓碑建設の時期	令和 8 年 4 月頃 建設予定 (※3年内に建立)
	4 申請の理由	続柄 氏 名 亡( 父 )( 熊本 太郎 )の納骨のため
<p>遺骨を有しない場合は、「生前」と記入する</p> <p>上記のとおり墓地を使用したいので因縁書類を添えて申請します。</p>		
令和 8 年 1 月 9 日		申請日を記入
<p>住 所 熊本市中央区手取本町1番1号</p> <p>ふりがな くまもと はなこ</p> <p>氏 名 熊本 花子</p>		
<p>電話番号 328-2340 、 090-1234-5678</p> <p>熊本市長 大西 一史 様</p>		

## 【様式第1号】

墓地使用許可申請書		整理番号 ( ) -
墓地名	墓地 熊本市 墓園 等号地番	
面積	m <sup>2</sup>	
申請者の現状	1 墓地所有の有無	無・有(所在地)
	2 遺骨の保管場所	所在地
	3 墓碑建設の時期	令和 年 月頃 建設予定
	4 申請の理由	続柄 氏名 亡( )( )の納骨のため
上記のとおり墓地を使用したいので関係書類を添えて申請します。		
令和 年 月 日		
<u>住所</u>		
ふりがな		
<u>氏名</u>		
<u>電話番号</u>		
熊本市長 大西 一史 様		